

一六 都留郡の波加（賀）利庄

応永一四年（1407）三月

長講堂領目六（録） 益直注進

宣陽門院御領目録

一、長講堂領 （中略）

甲斐国青島庄

年貢白布三百段 帷布二十段 （中略）

一、御影堂領

伊賀国柏野庄 年貢油一石（中略）

一、序分

駿河国富士庄

年貢綿千両

甲斐国波賀利庄

年貢未定

以上三ヶ所、雖不レ入先々注進目六、多年為御領号之間、今度始載レ之。

応永十四年三月 日

前筑後守益直（マ、）

（八代恒治家旧藏文書）

【解説】 都留郡の荘園についての一次史料は残っていない。この室町時代の長講堂領の荘園目録に、甲斐国分として青島庄と「波賀利庄」が記録されている。この目録自体は、応永の段階になれば、かつての遺領を記録にとどめているということで、年貢収納等の価値はなかったであろう。また長講堂領の成立自体が、持明院統皇室関係領の整理という目的が強いので、波加利庄についても、あるいは、平安時代にまでさかのぼるかもしれない。波加利庄は、鎌倉初期にすでに本庄・新庄に分けて宛行われるほどの荘園になっている。同史料でみるように、波加利庄における在地の得分は、古郡氏のものとなっていたのである。

三二 天皇即位の公事を波賀（加）利庄に夫課

貞和四年（1144）七月

御讓位之御用途、女房装束料、合七拾三貫九百八十七文事。甲斐国波賀利本荘分、四拾六貫四百八十七文、武田兵庫助請。同国波賀利新荘分之内、久保田三十五町八段分、鶴牧田貳拾老町五段分、貳拾七貫五百文、島津太夫判官請。右九月十日以前、早々運上可レ有之由、依レ仰執達如レ件。

貞和四年七月十一日

（高師直）
武藏守

（薩藩旧記）

【解説】 北朝の崇光天皇の即位に当って、持明院統系長講堂領の波加利本庄と新庄に、武田兵庫助・島津太夫を請人として、公事の運上が命じられている。執達人が尊氏執事の高師直となっていることも注目される。